

IP 無線機レンタル約款（通常レンタル/通信回線なし）

第1条（定義）

1. 「レンタルサービス」とは、株式会社 SyncWave（以下「当社」といいます）が当社指定の 申込書（以下「本申込書」といいます）記載の携帯電話機（スマートフォン・タブレットを含む）、データ通信専用機及び付属品を（以下「レンタル機器」と総称します）を通信回線（SIM カード）なしで物品のみ契約者にレンタルするサービスをいいます。
2. 「本料金」とは、本申込書に定める初期費用等及びレンタル料金の総称をいい、そのうち初期費用等を除く、レンタル料金を「レンタル料金」と総称します。

第2条（本契約の成立）

1. レンタルサービスの利用を希望する法人その他団体（以下「契約者」といいます）が、本約款その他当社が定める利用条件を承諾のうえ当社所定の手続きによる利用申込みを行い、当社がその申込みを承諾した時点で、当社と契約者との間で、レンタルサービスに関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。なお、契約者は、本契約成立後、商号、住所、代表者の変更があった場合には、直ちに当社に通知するものとします。
2. 契約者は当社の求めに従い必要な本人確認書類（法人登記簿謄本等）を提示等するものとします。
3. 契約者の都合による申込後のキャンセルは、当社がキャンセルを相当と認めた場合を除き、如何なる理由においてもできません。

第3条（レンタルサービス）

1. 当社はレンタルサービスを契約者に提供し、契約者はレンタル機器を借り受け、本契約に従い当社に本料金を支払うものとします。
2. レンタルサービスの利用可能な地域は、日本国内とします。ただし、契約者は申込時に本書にて申告することにより、一時的に海外に持ち出し利用することができます。この場合、契約者は、自己の費用と責任において「外国為替及び外国貿易法」その他輸出管理に関する諸規制を遵守するものとします。また、当社は、海外においてレンタル機器が正常に動作することを一切保証いたしません。
3. 地震、津波、暴風、火災、停電、交通封鎖、疫病（新型コロナウイルス等）その他不可抗力による遅延、不能などが発生した場合、当社も迷惑をできる限りかけないよう努めるものとなりますが、これらの遅滞、不能の責任は負いかねます。

第4条（レンタル期間）

1. レンタル期間は本申込書記載の期間とし、レンタル機器を契約者にお届け（以下「引渡し」といいます）した日から、レンタル機器を使用できるものとします。
2. レンタル期間終了後は当社又は契約者から本申込書記載の更新予告期限までに当社所定の書面により契約終了を申し出ない限り、本申込書記載の更新後期間、同一条件による自動更新とし、以後同様とします。

第5条（引渡し）

1. 当社は、レンタル機器を契約者が指定する日本国内の場所（以下「契約者指定場所」といいます）に納品する

ことにより、レンタル機器の契約者への引渡しを行うものとします（送料は当社負担とします）。

2. 契約者は、前項の引渡しを受けた場合、ただちにレンタル機器を検収のうえ本申込書記載の検収期限以内（記載がない場合は納品から5日）にその結果を書面又は電子メールにより当社に通知するものとします。

3. 当社は、前項において、レンタル機器に何らかの瑕疵があるとの通知を受け、かつ当該レンタル機器に瑕疵の存在を認め、代替機（同等機種を含む）が確保できた場合、すみやかに代替機を発送します。契約者はただちに当該代替機について検収を行うものとし、以後同様とします。

4. 本申込書記載の検収期限内（記載がない場合は納品から5日以内）に当社が何らの通知を受けない場合、当該レンタル機器については、引渡日において何らの瑕疵もなく引渡し完了したものみなすものとします。

5. 第9条第2項又は第10条第3項に基づき代替機の送付を受けた場合においても、本条第2項から第4項の規定が準用されるものとします。

第6条（所有権等）

1. レンタル機器の所有権及びレンタル機器に搭載されたソフトウェアの知的財産権は、当社に帰属するものであり、契約者に移転、譲渡又は権利許諾するものではありません。

2. 当社及び前項に定める第三者は、レンタル機器に所有権その他の権利を明示する標識その他当社が必要と認める表示を付すことができるものとします。

3. 契約者は、第三者から差押、仮差押、仮処分、公租公課の滞納処分等がなされた場合、直ちにその旨を当社に通知するとともに、レンタル機器が当社からのレンタル品であることを主張・立証し、当該差押等から防御するものとします。

4. 契約者は、レンタル機器に搭載されたソフトウェアについて、レンタル機器の使用者に適用される規約、約款等があるときは、当該規約、約款等を遵守するものとします。

第7条（レンタル機器の取り扱い）

1. 契約者は、レンタル機器について、自己の費用と責任において、その取扱説明書等に定める条件で使用・保管する等、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2. 契約者は、レンタル機器及び蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。

第8条（禁止事項）

1. 契約者は、次の行為を一切行ってはならないものとします。①レンタル機器を犯罪行為または犯罪に結びつくおそれのある行為に使用すること ②レンタル機器を公序良俗またはその他法令に反する行為またはそのおそれのある行為に使用すること ③特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信すること

2. 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、次の行為を行ってはならないものとします。①レンタル機器を第三者に譲渡すること ②レンタル機器に担保権を設定すること ③レンタル機器を分解、解析又は改造すること ④レンタル機器に添付された当社又は第三者の所有権、知的財産権その他の権利を明示する標識等を除去、汚損等すること

3. 契約者は、書面等により転貸先を当社に通知した場合に限り、転貸先（法人その他団体に限る）に転貸（一時使用を含む）できます。その場合には、転貸先に本契約と同等の義務を課し、当該義務に違反した場合（紛失、盗難、毀損、禁止事項違反を含むがこれに限定されない）には、契約者が当社に対してそのすべての責任を負うものとします。

4. 当社は、転貸先を適格でないと認めるときはその理由を契約者に対して明示した上、いつでも当該転貸先への転貸を禁止することができます。

第9条（紛失、盗難）

1. 契約者は、レンタル機器に盗難又は紛失（所有権侵害を含む。以下同じ）が生じた場合、当社指定の方法によりその旨を直ちに届け出るものとします。なお、当社が必要と認めた場合には、契約者に対して警察への逸失届の提出を求めることができます。

2. 当社は、前項の通知を受け代替機（同等機種を含む）が確保できる場合、協議のうえ代替機を契約者に送付します。（日本国内に限る。）なお、代替機送付時に本申込書記載の弁償金を課金し、その課金月の翌月末日（金融機関の休業日の場合はその前営業日）までに支払うものとします。当該送付後に紛失・盗難端末を発見しても、弁償金は免責されません。

3. 契約者は、当該盗難又は紛失されたレンタル機器が自己の占有下に復帰した場合、ただちにその旨を当社に通知するとともに、当該レンタル機器を当社に送付するものとします。

4. 契約者は、レンタル機器の盗難、紛失により使用できなくなった場合においても、当該使用不能期間に係るレンタル料金の支払いを要するものとし、また当社は本申込書記載の全損の弁償費用および第2項の代替機及び第3項のレンタル機器の発送に係る運賃を契約者に請求（課金）でき、契約者は請求（課金）に基づき当社に支払うものとします。なお、第三者によるレンタル機器の不正利用にかかる費用・責任は契約者が負うものとします。

第10条（損傷等）

1. 契約者は、レンタル機器に全損（電源が入らない状態その他修理困難と当社が判断した損傷、水濡れ、圧迫、汚損などのその原因の如何を問わない。以下同じ）、部分損（電源が入り、当社が修理可能と判断した損傷、汚損など使用が社会通念上困難な場合も含む。以下同じ）、故障等が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当該レンタル機器を当社に発送するものとします。

2. 契約者は、前項の送付に際し、あらかじめレンタル機器に格納された契約者の秘密情報を含む蓄積データを消去するものとします。当社は、契約者が当該消去を行わなかったことにより契約者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、第1項の通知を受け代替機（同等機種を含む）が確保できる場合、協議のうえ契約者に代替機を発送するものとします。（日本国内に限る。）

4. 契約者は、レンタル機器の全損、部分損、故障等により使用できなくなった場合においても、当該使用不能期間に係るレンタル料金の支払いを要するものとします。

5. 当社は、本申込書記載の全損・部分損の弁償費用および本申込書記載の第2項の代替機及び第3項のレンタル機器の発送に係る運賃を契約者に請求（課金）でき、契約者は当該請求（課金）に基づき当社に支払うものとします。なお、弁償費用等の請求の判断は当社の完全な裁量によるもので、契約者は自ら免責を求めることはできま

せん。

第11条（本料金）

1. 契約者は、レンタルサービスの提供を受ける対価として、本料金に消費税相当額を加算して当社に支払うものとします。なお、レンタル料金は日割計算はしないものとします。
2. 契約者は、レンタル期間中、レンタル料金及び消費税相当額を本申込書記載の支払期日（金融機関の休業日の場合はその前営業日）に、当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法により、当社に支払うものとします。なお、当該振込に係る金融機関手数料は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、本申込書に記載の初期費用等及び消費税相当額について、初回のレンタル料金支払時に併せて当社に支払うものとします。
4. 契約者が本料金を含む一切の金銭の支払いについて遅延した場合、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年13%の割合による遅延利息を支払うものとします。
5. 契約者は、レンタル機器を使用するにあたり本レンタル料以外のキッティング代など初期費用等を発生させた場合には、当社からの請求も基づき、前各項の定めを準用して当該初期費用等を当社に支払うものとします。

第12条（当社によるレンタルサービスの中止・廃止・解約）

1. 当社は、当社の都合により、事業運営上やむをえない場合、レンタルサービスの提供を中止又は廃止することができます。また、1ヶ月前までに書面により契約者に通知することにより中途解約することができます。
2. 当社は、前項によりレンタルサービスの提供を中止又は廃止しようとする場合、事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
3. 当社は、本条の規定により当社が契約者にレンタルサービスの提供を中止又は廃止したことにより契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第13条（通信回線）

レンタル機器には通信回線（SIMカード）はついておらず、契約者の費用と責任において、通信回線（SIMカード）を選択し準備するものとします。

第14条（返却）

1. 契約者は、本申込書記載の返却期限内（記載がない場合は10日以内）に、当社に返却するものとします（送料は契約者負担とします）。当社は、契約者が当該消去を行わなかったことにより契約者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
2. 契約者は、前項に定める期間内にレンタル機器を返却しなかった場合の取扱いは本申込書記載のとおりとします。

第15条（契約者によるレンタルサービス契約の解約）

契約者は、本契約を解約する場合には、本申込書記載の期限内に当社指定の書面により当社に解約申込をし、本申込書記載の解約事務手数料および解約違約金を解約月の翌月末日（金融機関の休業日の場合はその前営業日まで）に支払うことを条件に解約することができます。但し、本契約の一部解約は原則不可とし、当社と事前協議の

うえ当社が認めた場合に限り一部解約の申込ができます。

第16条（当社によるレンタルサービス契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何ら契約者に通知・催告することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。①支払期日経過後も本料金その他の債務の支払いを1回でも遅滞したとき ②振り出した手形又は小切手が不渡になったとき ③差押、仮差押、仮処分等の申立又は滞納処分がなされたときまたはそのおそれがあるとき ④破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立がなされたときまたはそのおそれがあるとき ⑤営業の廃止又は合併によらない解散の決議を行ったとき ⑥本約款の各条項の何れかに違反したとき ⑦その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当した場合、本契約に基づく債務について期限利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

第17条（秘密情報）

当社及び契約者は、本契約に関して知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の秘密をレンタルサービスのためにのみ使用するものとし、相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、本条の秘密に該当しないものとします。①既に公知の情報及び開示後相手方の責めによらず公知となった情報 ②レンタルサービスの利用前に保有していた情報 ③レンタルサービスの利用により知り得た情報によることなく独自に開発した情報 ④正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報

3. 前各項にかかわらず、契約者は、契約者の情報（通信の秘密及び個人情報に該当する情報を含みます）を次の目的で当社が利用し、当社が、当社の親会社、子会社、関連会社、製造元、移動通信事業者並びにこれらの子会社、関連会社及び業務委託先に利用させることを承諾するものとします。①本契約の締結、変更、管理等、契約者との連絡、本人確認、レンタルサービスの提供、障害対応、本料金の計算、請求、収納等、市場調査及びその分析、当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等、契約実績事例、その他レンタルサービス契約の履行に関する事項 ②その他当社のウェブサイトにおけるプライバシーポリシーに定める事項。

第18条（契約上の地位の譲渡）

契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本契約における契約上の地位を第三者に譲渡してはならないものとします。

第19条（損害賠償・免責）

1. 当社は、本契約の違反その他自己の責めに帰すべき事由により契約者及びレンタル機器の使用者に損害を与えた場合、直接に生じた現実の損害について、契約者から受領した本料金相当額をその上限としてその損害を賠償するものとします。

2. 当社は、契約者・レンタル機器の使用者に生じた逸失利益、特別損害その他契約者によるレンタル機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害（データの消失を含みます）について、責任を負うものではありません。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は相手方に対し、申込時において自己及び自己の役員・従業員（派遣社員も含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつレンタル期間中においても該当しないことを確約するものとします。

2. 当社及び契約者は、前項に反する事実又はその疑いがある事実が判明した場合、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当該解除により相手方に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第21条（準拠法・合意管轄）

本契約の準拠法は、日本国の法令とし、当社及び契約者は、本契約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（疑義解釈）

当社及び契約者は、本申込書及び本約款の条項に定めのない事項並びに本約款条項の履行に疑義が生じた場合、双方協議のうえ解決を図るものとします。

第23条（本約款条項の改定）

当社は、自己の裁量により本約款の条項を改定することができるものとします。この場合には、レンタル期間中のものを含み、改定後の本約款の条項が適用されるものとします。

第24条（優先関係）

本契約に関して、当社と契約者との間で本契約とは別の契約がある場合には、本契約を優先して適用するものとします。ただし、当該別契約において、本条の適用を排除し、別契約を優先させる旨の特段の明示的な定めがある場合にはこの限りではありません。（以上）